

MIO PRESS

LAW OFFICE
春号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.30
2025.04



抽選で**30名**様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください



特集
Special Feature

「遺言執行者」 について

法律コラム 知らないと怖い法律の話
連載 知っ得! 交通事故

支店便り 京都弁護士会について
リガサボ! 「所有不動産記録証明制度」の創設

弁護士法人みお綜合法律事務所 / お問い合わせ・ご相談は[通話料無料] ☎ 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日) 9:00～17:30

みお 法律

KBS京都ラジオで、毎週土曜日(朝7:00～7:15)放送中の
「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」が
いつでも聴けるようになりました!!



KBS京都ラジオで放送した過去の番組音源を、インターネットサイトからいつでも聴くことができます。
左のQRコードからアクセスして、ぜひご視聴ください。

<https://www.miolaw.jp/blog/radio/>



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお綜合法律事務所
代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約 / 会社法務 / その他

お問い合わせ・ご相談は

なやむなみお
☎ **0120-7867-30**
通話料無料

受付時間(月～土) / 9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056
執務時間: 月～金曜日 / 9:00～20:00
土曜日 / 10:00～18:00
受付時間: 月～土曜日 / 9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911
執務時間: 月～土曜日 / 9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042
執務時間: 月～土曜日 / 9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからのご応募できます!

ご応募はこちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2025年6月末日
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力をお願いいたします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

☐ 【特集】「遺言執行者」について
☐ 知らない怖い法律の話 ☐ 知っ得! 交通事故
☐ 支店便り ☐ リガサボ! ☐ 事務局通信

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

☐ 交通事故 ☐ 離婚問題 ☐ 相続(男女)問題
☐ 借金問題 ☐ 労働問題 ☐ 刑事事件
☐ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) ☐ 企業法務
☐ その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所への意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございます。

はじめに

「遺言執行者」という言葉を聞いたことはありますか。

遺言書を書きたいとご相談に来てくださった方に、「遺言執行者」のお話をすると、「誰？」「何をやる人？」「聞いたことがない」とおっしゃることがよくあります。そこで、今回は、遺言書を書くときにご検討いただきたい「遺言執行者」について解説します。

遺言執行者は何をする人？

遺言は、相続開始と同時に効力が発生し、相続人や受遺者（遺言により財産を受ける人）は、速やかに遺言を実現するように手続きに着手していくことになります。

遺言執行者が指定されていない場合は、相続人らにおいて手続きを進めていくことになりますが、遺言執行者が選任されていると、遺言執行者が遺言書に記載された内容をその通りに実現する手続きを進めていくこと

言執行者を選任するのが良いでしょうか。

遺言で子どもの認知をする場合や、遺言で相続人の排除（相続人に対して虐待や重大な侮辱を行った相続人について、家庭裁判所へ請求することにより相続人の資格を奪うこと）をする場合には、必ず遺言執行者の選任が必要になります（戸籍法64条、民法893条）。

一方、前記の場合以外は、必ず遺言執行者を選任する必要があるわけではなく、遺言執行者がいなくても、相続人や遺贈を受けた人らが協力して、遺言の内容を実現する手続きを行うことは可能です。

しかし、遺言した方がお亡くなりになり、残された相続人らは、悲しみの最中にありながらも葬儀等の手続きなどやるべきことも多く、心身共に疲弊していることも少なくありません。そのような中、遺言を実現するために、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人の戸籍を取り寄せたり、印鑑証明書を取得したり、金融機関や法務局へ出向いたりなど、煩雑な手続

なります。

このように、遺言執行者とは、遺言者がお亡くなりになった後、遺言書に記載されている通りの内容を実現する人のことをいいます。

遺言執行者は、「遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言執行に必要な一切の行為をする権限」（民法1012条）を有しており、以下のような業務を実施します。

- ・遺言執行者就任通知の作成及び交付
- ・相続人の調査、相続財産の調査
- ・遺産目録の作成と交付
- ・不動産の売却、登記申請手続き
- ・預貯金の払い戻し、分配
- ・株式の売却や名義変更、分配
- ・自動車の売却や名義変更
- ・貸金庫の開錠、解約
- ・寄付
- ・子どもの認知
- ・相続人の排除や取消

遺言執行者を選任するメリット

ところで、どのような場合にこの遺

きを進めることはとても大変です。また、相続人や受遺者らの間に感情的な対立があり、相互に協力することができないこともあります。

この点、遺言執行者が指定されていると、遺言執行者が、遺言の内容を実現するための手続きをスムーズに実施します。残された相続人や受遺者らの相続手続きに関する負担を軽減することができ、また、遺言書の中に、遺言執行にかかる費用を遺産から拠出する旨記載しておく、遺言を実現する際の費用についても、相続人や受遺者らに負担させる必要がなくなります。

このように、相続人や受遺者らの手を煩わせず、また、経済的な負担も負わせないでスムーズかつ確実に遺産を引き継げることが、遺言執行者を選任しておくことのメリットということになります。

遺言執行者を選任したほうが良いケース

先ほど述べたとおり、遺言で子ども

Special Feature

「遺言執行者」について



EXECUTOR

Special Feature 「遺言執行者」について



遺言執行者には、未成年者及び破産者以外であれば、特別な資格を要することなく誰でもなることができます（民法1009条）。

しかし、遺言執行者として遺言を実現するには、遺産を管理し、換金・分配するため、相続に関する知識や手続きなど専門的な知識や経験が必要でし、多くの手続きに対応する必要があります。

また、遺言執行者は、相続人への就任通知送付（民法1007条2項）、財産目録作成・交付（民法1011

遺言執行者には誰がなる？

接指定できるだけでなく、遺言執行者の指定を信頼できる第三者へ委託することもできます（民法1006条1項）。

遺言によって遺言執行者が指定されていなかった場合や、指定されていた人が就任を拒否し、遺言執行の必要性がある場合には、相続人や利害関係人などの家庭裁判所への申立てにより遺言執行者が選任されます。

□相続人や受遺者に手続きや費用負担をさせたくないケース

遺言を実現するに当たり、相続人や受遺者らは、様々な書類を取り寄せたり、金融機関毎に書類を集めて記載して送り返したり、不動産がある場合には内部の片付けや名義変更手続き、あるいは売却処理を行ったりと、遺産に応じて多種多様な手続きを行うことになります。

相続人や受遺者にもそれぞれ自身の生活があることから、これに加えて前記のような手続きをするのが、手間も時間も経済的にも相当負担であることは明らかです。

遺言執行者の指定があれば、これらの煩雑かつ複雑な手続きをすべて遺言執行者が行い、相続人や受遺者は、遺言執行者からの報告を待つだけ

の認知をしたり（戸籍法64条）、相続人の排除を行う場合（民法893条）には、遺言執行者が必ず必要です。そのほかのケースで、遺言執行者を選任した方がよいケースは次のとおりです。



□遺産の種類や規模が多く、手続きが煩雑なケース

遺産の種類が多かったり規模が大きいなど、遺言を実現する手続きに相当の時間がかかることが予想されたり、相続人が遠方だったり疎遠であつたりしたため、相続人間で円滑な協力が見込めない場合があります。遺産の種類や規模が膨大な場合は、必要な書類を取り寄せて整理するだけで一苦労です。また、相続開始までの間に、相続人や受遺者らの交流がなく疎遠だった場合、いざ相続が開始しても、まずはこれらの人同士で連絡を取らなければならないのに、連絡先もわからないということもよくあります。こういう状態では、遺言が実現されないまま長期間放置されてしまうことになりかねません。

このような場合に遺言執行者が指定されていると、遺言執行者自らが、

けになりますので、手間や時間・経済的負担は大幅に軽減されることになります。



遺言執行者の報酬

遺言で遺言執行者を指定する場合、同時に、遺言執行者の報酬や支払い方法を遺言書に記載して定めておくことが可能です。当事務所では遺言執行者を指定した遺言を作成する際にも、遺言執行者の報酬規程を記載しています。



遺言執行者の選任方法

遺言者は、遺言書で遺言執行者を指定することにより、遺言執行者を選任します。

また、遺言書では、遺言執行者を直

□相続人間に感情的な対立があるケース

相続人間で感情的な対立があると、特に遺言が自分に不利な内容である場合、当該相続人が遺言を実現する手続きに協力してくれず、結果、遺言が実現できないことがあります。

遺言執行者が指定されていると、相続人の協力がなくとも遺言執行者が単独で遺言を実現していくことができますので、前記のようなトラブルを防ぐことが可能です。



また、家庭裁判所に遺言執行者の選任を申し立てる場合には、遺言で報酬は指定されていないはずですので、相続人と遺言執行者の協議で報酬を定めることになり、協議が整わない場合には、遺言執行者が家庭裁判所へ報酬付与の審判を申し立て、家庭裁判所において適切な報酬額が決められることとなります。

まとめ

遺言書は、とりあえず作成して財産の分け方を決めれば安心というものではなく、相続開始後、当該遺言が現実にならなくて実現されていくのかまで考えて作成することが必要です。

今回は、作成された遺言書が、スムーズかつ確実に実現されるための遺言執行者の制度を解説しましたが、実際に遺言書を作成するには、多くの配慮や検討が必要になります。少しでもお悩みの方は、ぜひ当事務所へご相談ください。お待ちしております。

各種セミナーを随時開催しています。詳しくは、P.12・13をご覧ください。

昨

年度はみお20周年を記念して、エンディングノートをみおプレスの付録としてお送りしましたが、みなさま使っていたいていますでしょうか。

私事ですが、去年、一人暮らしの母（92歳）が急遽入院して退院後に老人ホームに入居するという出来事がありました。手続きは全部私がすることになったのですが、その経験からも、エンディングノートなどの準備は、本人ができなくても、支援する家族が準備しておくことが大切ということが身にしみてわかりました。



クレジットカードなどは残しておくとお便利

なりますので、銀行印についても確認しておく必要があります。

金融機関での手続きは、本人が窓口に行かないとできないということはよく知られていますが、事前にアプリの利用を申請しておけば、アプリ経由で、振込などの他、住所変更などの手続きも簡単に行えます。

施設に入居すると、クレジットカードを使うことはないのですが、解約しようかと思いましたが、介護用品などの雑貨はネットで購入することとし、また、定期的に必要な介護用品はアマゾンで定期購入して施設に送ってもらい、母の同意を得て、母のカードで引き落とししています。

暗証番号などの管理

大事な書類は一か所にまとめておくこと

まず、急な入院に備えて、保険証

知らないと怖い法律の話

～終活について～



代表弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada



キャッシュカードやパソコン、スマホ、アプリなどの暗証番号のメモは、元気なうちは自分だけわかるように、他人にわからないような形で保管されていることが多いと思います。しかし、終活するに当たっては、他人にわかるようにということを念頭に保管していただきたいと思っています。母の場合は、隠す意図はなかったようですが、メモが書類の束の中に紛れ込んでおり、なんとか発見できましたが、できれば、エンディングノートのような形で残しておいてくれたらありがたかったと思います。

大金をもつことのリスク

先ほど述べたことと矛盾するようですが、大金を普通預金に移すと、容易に出金できてしまいますので、リスクが伴います。

母が銀行から現金を出金しようとして、振り込め詐欺に騙されたと疑われて出金できなかったと

など（今後はマイナンバーカードと暗証番号）の所在を家族に知らせておく必要があります。母の場合は、事前に聞いていなかったものの、何となく、大事なものをしまっているカバンとタンスの引き出しを知っていましたので、探し出すことができました。ただ、マイナンバーカードの暗証番号のメモはそこにはなく、後に別の場所から探し出しましたが、できれば一か所にまとめておくか、エンディングノートなどに情報を集約しておくべきだと思います。

銀行や証券会社などで本人でない手続きができないリスクの回避

まず、本人が元気なうちに、お金は1つか2つの口座にまとめることをお勧めします。

母の場合、証券口座については、何年も前に解約して、メインで使っている銀行の普通口座に全部入金してもらっていました。というのも

いうエピソードからもわかりますように、大金を騙し取られたり、悪徳業者にカモにされてしまうという事態もあり得ます。気が大きくなつて、親族に多額の小遣いを渡したりなどして、老後の資金が減ってしまうという恐れもあります。

また、何かあったときのために、何百万という単位のお金を親族に預けているという方もいらっしゃると思いますが、親族に使い込まれてしまったというご相談もあります。

ではどうすればよいのかという正解はありませんが、複数の信頼できる人に情報を共有しておくということや、数千万円単位の預貯金がある場合には、弁護士に資金の管理を任せる任意後見契約を準備しておくなどの対策が必要になると思います。

各種セミナーを随時開催しています。詳しくは、P.12・13をご覧ください。



主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわるお役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

ABCラジオ 毎週土曜日 朝6:45～7:00 放送中！

「おーそれ みーお！」

<https://abcradio.asahi.co.jp/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ 毎週土曜日 朝7:00～7:15 放送中！

「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」

<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

好評放送中♪



将来、本人の判断能力が低下してしまうと、証券会社に預けている株などは家族といえども簡単に換金できず、塩漬け状態になってしまうからです。

そして銀行口座については、家族カードの発行や、銀行のスマホアプリの利用を申請して家族がアプリで入手金明細を見たり、振込などの手続きができるようにしておくことをお勧めします。

母の場合、たまたま1年ほど前に、銀行で200万円ほどの現金を窓口で出金しようとしたことがあり、その際に、振り込め詐欺に騙されているのではないかと疑われて、銀行が警察を呼んで出金を断念させるということがありました。その後日、母に頼まれて一緒に銀行に行き、代理人カードと銀行のスマホアプリを利用する申込をしていたのですが、これが大変役立ちました。また、施設入所となると、銀行口座から毎月の利用料や訪問医療などの引き落としの手続きが必要に



弁護士法人みお公式「Instagram」のご紹介

父・魔王の立派な跡継ぎになるべく人間界で勉強中の主人公・真央。
それなのになぜか次々アクシデントに巻き込まれて絶不調。法律の力は果たして彼女を救えるのか？
みおの公式Instagramでは、面白くて役に立つ法律系漫画『絶不調すけど何か?』を連載中です！



「法律系漫画」の
続きが気になる方は
▼こちらから▼



弁護士法人みお公式「Instagram」



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

交通事故

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故の手続きを弁護士に依頼するタイミングについて考えてみます。

はじめに

交通事故の手続きについてお問い合わせいただいた中で、「弁護士に依頼するタイミングはいつがいいですか」という質問を受けることがあります。この質問に対して決まった答えがあるわけではありませんが、以下のタイミング（理由）で依頼いただくことが多くなっています。

- ・治療中（保険会社とのやり取りを任せたい）
- ・症状固定前後（後遺障害申請手続きを任せたい）
- ・後遺障害等級認定後（後遺障害等級が妥当か確認したい）
- ・示談交渉中（保険会社からの示談金が妥当か分からない／示談金を増額したい）

このように依頼のタイミングには大きく4つがありますが、それぞれについて、簡単に説明を加えたいと思います。

治療中

（保険会社とのやり取りを任せたい）

加害者側の保険会社とのやり取り

を全て任せたいという方は、治療中に相談・依頼されることをお勧めします。このタイミングで依頼すれば、治療終了後の後遺障害申請や示談交渉も任せることができます。ただし、怪我がそれほど大きくなく、弁護士費用特約がない場合は、弁護士費用を考えると、治療中の依頼は難しく、治療終了前後や示談交渉時点での依頼が多いと言えます。

症状固定前後

（後遺障害申請手続きを任せたい）

治療中の保険会社とのやり取りは自分で進めていたものの、治療が続いても症状がなかなか治らず、後遺障害申請が必要になったというタイミングでの依頼も多くあります。このタイミングで依頼すれば、後遺障害診断書の記載内容や申請に必要な資料についてアドバイスを受けることができ、出来上がった後遺障害診断書のチェックも可能です。また、実際の後遺障害申請手続きも任せることができます。

後遺障害等級認定後

（後遺障害等級が妥当か確認したい）

後遺障害等級の妥当性を判断したいというタイミングの依頼です。このタイミングで依頼すれば、後遺障害等級

が妥当なものであるかの判断を任せられますし、場合によっては再度の申請（異議申立）を任せることもできます。また、保険会社との示談交渉も任せることができます。

示談交渉中

（保険会社からの示談金が妥当か分からない／示談金を増額したい）

怪我が完治するか、後遺障害等級が認定された後、保険会社から提示された示談金額が妥当であるか確認したいというタイミングでの依頼です。このタイミングで相談すれば、示談金額が妥当なものであるか、弁護士による交渉で増額になる可能性があるかが分かります。増額の可能性がある場合は、弁護士に依頼して示談金額の増額を目指すことになります。

このように、弁護士に相談・依頼するタイミングは様々です。どのタイミングがベストであるかは、事案によって様々ですので、悩まれる場合は一度お問い合わせいただければと思います。

今回は、弁護士依頼のタイミングについて解説しました。次回は、交通事故におけるむち打ちについて解説します。



Kyoto Bar Association 京都弁護士会について

今回は、京都弁護士会についてお話ししたいと思います。

京都弁護士会は、弁護士法31条及び32条により設置された弁護士会です。

弁護士会は、弁護士法32条により、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならないとされていますから、京都地方裁判所の管轄区域に対応する弁護士会が、京都弁護士会ということになります。

各弁護士会の他に、日本弁護士連合会も存在しており、こちらは、弁護士法45条により、全国の弁護士会が設立しています。

これらのほかに、弁護士法44条により、同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同の事業を行うために、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができるとされています。

大阪高等裁判所の管轄区域内

では、これにより近畿弁護士会連合会が設立されており、京都弁護士会はその構成員となっています。

弁護士は、弁護士法8条により、日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録されることになりますから、日本弁護士連合会に入会しています。また、同時に、弁護士会の会員ともなりますので、日本弁護士連合会と各地の弁護士会の会員となっています。

また、法律事務所は、その弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければなりませんから、京都において活動している当職は、日本弁護士連合会に所属していると同時に、京都弁護士会にも所属しています。

各弁護士会はさまざまな活動を行っておりますが、その中には弁護士を委員とする委員会活動があります。

京都弁護士会においても多数の委員会が活発に活動しており、民事委員会や刑事委員会、交通事

故委員会、消費者保護委員会、法教育委員会、犯罪被害者支援委員会、民暴・非弁取締委員会、公害対策・環境保全委員会、子どもの権利委員会、両性の平等に関する委員会などの他、弁護士会の運営に関連する様々な委員会や、各種の相談センターごとに、その運営を担当する委員会が設けられています。

委員会活動は、いわゆる公益活動の一環であり、報酬が発生するものではありませんが、委員会活動を通じて、各分野の法改正など新たな動きを把握したり、現在発生している問題や被害事例などを検討したりすることができ、すし、所属委員会以外の委員会が実施する研修に参加することによって、他の分野についても情報を得て、普段の弁護士業務に活用することができま

当職は、現在、消費者保護委員会に所属し、かつ委員会内部に存在する金融サービス部会の部長長

を務めています。各部長は委員会の副委員長を兼ねることに

なっていますので、消費者保護委員会、副委員長兼金融サービス部会の部長という立場になります。

消費者保護委員会では、主に、消費者被害の回復や防止のための活動を行っていますが、企業法務を中心に行っている弁護士も多く在籍しています。

金融サービス部会では、主に、金融商品取引法等の対象となる金融商品によって発生する問題を中心に研究しており、具体的には、金融商品の内容、実際の販売状況、それに対する規制の状況や実際の運用の検討などを行っています。もし金融商品でお困りのことなどございましたら、是非当職にご相談ください。



弁護士
山本 直樹
Naoki Yamamoto

リレー式コラム 事務局通信

大阪事務所の事務局です。

誰しも、訪れるだけで、ちょっとしたような自分だけの癒しの場所や時間をお持ちなのではないでしょうか。

私にとつての癒しの場所は、本屋さんです。

本のある空間に身を置きたくて、用がなくても立ち寄ってしまします。

なので、近年、電子書籍やネット通販の普及で閉店する本屋さんが増えていると聞き、残念でなりません。

普段は近場の本屋さんを利用することが多いですが、最近、行ってみたい本屋さんを見つけました。

そこは、オリジナルのブックカバーの配布や企業とのコラボなど、独自の取り組みをされていて、

遠方から来られる方もいらっしゃるほど人気の「町の本屋さん」です。

中でも私は、牛乳石鹸とのコラボブックカバーがお気に入り、以前、大型書店でも協賛で配布されたことがあり、そのときは配布開始日に「ゲット」に行きました。

赤箱、青箱の両パターンがあり、石けん型のしおりとセットになっている、しおりにはそれぞれの石けんの香りが付いていました。

他にも色々なデザインがあるようなので、読みたい本をリストアップして、近いうちにお店にお邪魔したいなと思っています。

日々の何気ない癒し、大事ですよ。



みおのセミナー②

事前予約制

生前対策セミナー

～上手に相続対策しましょう～

無料
〈全6回〉

ご希望の「テーマ」だけでもご参加いただけます。

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて、相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一步踏み込んだ相続対策を弁護士が解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産をまもり、上手に相続対策できます。

セミナー講師

代表弁護士
伊藤 勝彦

日程	場所	時間	テーマ
3月19日(水)	神戸	14:00	①「贈与」
24日(月)	大阪	14:00	①「贈与」
4月2日(水)	神戸	14:00	②「不動産」
3日(木)	大阪	14:00	②「不動産」
17日(木)	大阪	14:00	③「生命保険」
23日(水)	神戸	14:00	③「生命保険」
5月8日(木)	大阪	14:00	④「財産の承継」
19日(月)	大阪	14:00	⑤「認知症対策」
21日(水)	神戸	14:00	④「財産の承継」
6月4日(水)	神戸	14:00	⑤「認知症対策」
12日(木)	大阪	14:00	⑥「事業承継」
18日(水)	神戸	14:00	⑥「事業承継」

みおの個別相談会

事前予約制

「個別相談会」のご案内



遺産分割の話し合いがまとまらない、遺留分のことを相談したい、相続手続きが複雑で困っている、先々に備えて遺言書を作りたいなどの相続問題や離婚問題に関する特別相談会(1時間無料)を開催します。

●個別相談会(遺言・相続) 無料

日程	場所	時間
3月19日(水)	神戸	10:00～17:00
31日(月)	大阪	10:00～17:00
4月10日(木)	京都	10:00～17:00
5月20日(火)	京都	10:00～17:00
6月25日(水)	京都	10:00～17:00

●個別相談会(離婚問題) 無料

日程	場所	時間
4月24日(木)	大阪	10:00～17:00
5月19日(月)	大阪	10:00～17:00
6月16日(月)	大阪	10:00～17:00

※個別相談会は、各回1時間程度を予定しております。

記載の日程以外にも、**個別相談(初回60分無料)**を大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

各種セミナー・相談会等(事前予約制)のご予約・お問い合わせは

受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

なやむなみお
0120-7867-30
通話料無料

※各種セミナー・相談会等に関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。
※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

みおのセミナー①

事前予約制

「法律セミナー」のご案内



各セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。**事前予約制**となりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー 無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
4月17日(木)	神戸	11:00
5月2日(金)	京都	11:00
28日(水)	大阪	11:00
6月17日(火)	神戸	11:00

●任意後見セミナー 無料

お元気な「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日程	場所	時間
4月7日(月)	大阪	11:00
23日(水)	神戸	11:00
5月26日(月)	京都	11:00
6月19日(木)	大阪	11:00
25日(水)	神戸	11:00

●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
4月4日(金)	京都	11:00
15日(火)	大阪	11:00
5月15日(木)	京都	11:00
21日(水)	神戸	11:00
6月5日(木)	大阪	11:00
10日(火)	京都	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間
4月18日(金)	神戸	11:00
24日(木)	大阪	10:30
5月9日(金)	神戸	11:00
20日(火)	大阪	10:30
6月10日(火)	大阪	13:00
17日(火)	神戸	13:00

日程	場所	時間
5月27日(火)	大阪	13:00
6月27日(金)	大阪	13:00

4月から女性弁護士が
セミナー講師を担当します。



みおの講座

事前予約制

エンディングノート書き方講座



ご自身のライフプランを考えるきっかけにいただける講座です。「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

- 日程: 5月8日(木)
- 時間: 11:00～(約1時間)
- 場所: 「みお綜合法律事務所」大阪事務所

無料



昨

年4月、相続登記の申請が義務化されました。所有者不明土地の解消を目的として創設されたのですが、相続登記は、管轄する法務局に対して、かつ被相続人が有する不動産すべて漏れがないように、申請をしなければなりません。

綿密に調査をしたうえで登記申請したものの、漏れが発生することがあります。この典型例は、一口に「実家の土地と建物」と言ったものの、実際調査をしてみると、土地は建物の底地のほか、公道につ



リーガル サポート
インフォメーション

リガサポ!

所有不動産を一覧化してくれる 「所有不動産記録証明制度」の創設



司法書士
吾郷 小苗
Sanae Ago

ながる私道（公衆用道路）を別途所有していた、というものです。この私道の存在に気が付かないと相続登記がされない状態が続きます。法務局は「この土地もあるよ」とは教えてくれません。

これまでは、被相続人が所有している不動産を全て把握する方法としては、登記済証（いわゆる権利書）を確認する、もしくは、管轄の市町村役場で発行される固定資産評価証明書や納税通知書、名寄帳を頼りに調査をしていましたが、それぞれに落とし穴がありました。

登記済証は所有する不動産を反映してはいますが、何せ書類ですから紛失していることも多く、固定資産評価証明書や納税通知書については、固定資産税が課税されない不動産は記載されません。公衆用道路は非課税ですので記載されないのです。

名寄台帳とは所有者別にまとめた一覧表のことで、全国各々の市町村が管理しているものです。



で、所有不動産が複数あつて、隣接する市町村にまたがる場合は、各自治体から取り寄せなければなりません。そもそも相続人が該当する市町村に被相続人の不動産があることを知らないと、丸ごと漏れてしまうのです。

そこで、漏れない不動産の登記申請ができるよう「所有不動産記録証明制度」が創設されました。令和8年2月施行です。

この制度は、相続人が法務局に請求することによって、被相続人が所有権の登記名義人として記録されている全国の不動産を一覧的にリスト化し、証明してくれる画期的な制度として、全国の法務局において、住所と氏名をもとに網羅的に抽出し、開示されるものです。

このように全国の不動産を一括して調査できますので、相続登記の漏れを大きく防げることは確かです。そして、令和8年4月からは住所や氏名が変更になった場合にその旨の変更登記をすることが義務化されますので、将来的にはこの不一致はなくなっていくものと期待されます。

もちろんこの制度は、相続人だけでなく本人が交付請求することもできますので、遺言書を作成するなどの生前対策にも活用できます。

せっかく遺言書を作成しても、不動産に漏れがあると、漏れた不



【出典：法務省ホームページ】

●P.11 「所有不動産記録証明制度について」

<https://www.moj.go.jp/content/001401146.pdf>

動産については、従来通りの手続きで相続登記を申請することになります。この制度を利用することで、全ての不動産を把握したうえで遺言書を作成することができます。

このように法整備がされているので、これまで不動産相続のことで躊躇されていたことがありましたら、ご相談いただきたいと思います。

編集後記

ようやく寒い冬が終わり、暖かい春がやってきました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか？問もなく「大阪・関西万博」が開催されるので、大阪はより一層たくさんの方々にぎわうことになりそうです。



弁護士 田村 由起

新年度も、皆さまに有益な情報をお届けできるよう事務一同頑張っています。どうぞよろしくお願いいたします。



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切

2025年6月末日

※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。
※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

郵便はがき

5308790

164

現金受取人郵便
大阪北局
承認
4398

差出有効期間
2025年12月
31日まで
切手をはらずに
お出しください

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお総合法律事務所 行



フリガナ	
お名前	〒
ご住所	—
ご連絡先	()